

## 第1章 国民保護法全般（その1）

### 1 国民保護の必要性

(1) 20世紀 一般市民の戦争による犠牲の増大

軍人対市民の死者数比

WW I : 20 : 1

WW II : ほぼ同数

ベトナム戦争 : 1 : 20

(2) 戦時における文民保護に関するジュネーブ条約の締結（1949）と  
2つの追加議定書の署名（1977）

(3) 9.11テロ（2001）の惹起 新たな時代に突入

(4) 日本に関連する新たな時代を予見させる事態

地下鉄サリン事件（1995年（H7）3月）

北朝鮮によるミサイル発射（1998年（H10）、2006年（H18）7月 etc）

不審船等事件（1999年3月能登半島沖不審船事件、2001年12月九州南西海域工作船  
事件他）

北朝鮮による拉致事件

北朝鮮による地下核実験の強行（2006・10・9）

(5) 北朝鮮小型潜水艦の侵入事件（1996年9月）

(6) 世界各国でのテロ頻発

然るに、我が国の国民保護に関する法整備、体制整備は為されていなかった。  
喫緊の課題であったし、今後とも更なる体制整備や実効性を高める必要がある。

### 2 国民保護法成立までの経緯

- 昭和38年：「昭和38年総合防衛図上演習」
- 昭和52年：総理了承の下、有事法制の研究（開始（1～3分類））
- 昭和56年：有事法制研究「1分類」結果公表
- 昭和59年：有事法制研究「2分類」結果公表
- 平成11年：与党3党事態対処法制立法化合意
- 平成15年：武力攻撃事態対処関連3法案の成立
- 平成16年6月 国民保護法の成立

### 3 国民保護法の基本理念

#### 国等の責務

##### 国

- ・ 国民保護措置について基本的な方針を策定し、万全の態勢で措置を実施する。
- ・ 国民保護措置に関し、国費による適切な措置を実施する。

##### 地方公共団体

- ・ 国の方針に基づき、それぞれの区域における国民保護措置を総合的に推進する。
- ・ 地方公共団体の措置に係る経費は、原則国庫負担

##### 指定公共機関・指定地方公共機関

それぞれの業務について国民保護措置を実施する。

##### 国民

国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

#### 配慮事項

- ① 基本的人権の尊重、損失補償・不服申し立て・訴訟の迅速な処理
- ② 日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論の自由の特別な配慮
- ③ 国民に対し、正確な情報を適時・適切に提供
- ④ 高齢者・障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施

(内閣官房国民保護ポータルサイトから転載)

#### 4 有事関連 3 法案と有事関連 7 法の関係



（内閣官房国民保護ポータルサイトから転載）